

山中湖村定住化促進新築等補助金交付事業に係る調査報告書

平成29年6月26日

山中湖村定住化促進新築等補助金交付事業の特別調査委員会

はじめに

山中湖村定住化促進新築等補助金交付事業の特別調査委員会（以下、「調査委員会」という。）は、山中湖村定住化促進新築等補助金の交付要件を満たしていない申請者に、補助金を交付したとされる事案について調査し、その内容と原因を明確にするため、村長からの命を受け平成29年4月18日に設置された。

調査委員会は、本補助金担当課である生活産業課の課長からの報告をもとに時系列表を作成し、生活産業課と出納室から関係する書類を収集するとともに、生活産業課及び出納室の関係者と本補助金請求人の義父である平山議会事務局長（当時）から内容の聞き取りを実施した。

この報告書はこれまでに開催した調査委員会の審議結果をもとに、内容と原因を分析し、事実関係を究明すべく取りまとめられたものである。

調査にあたっては、発生した事案の問題性と与えられた使命の重要性を十分認識し、慎重を期し公正かつ客観的に取り組むことに努めた。

また、迅速なる調査結果の報告も期待されている中で、可能な限り調査を集中的に実施し、早期報告を目指した。

調査委員会としては、精一杯の努力を傾注したので、調査の結果として本報告書を提出する次第である。

本事案の経過経緯

村当局の調査報告書の内容と、100条委員会で関係者から証言を得た内容とは、大きく食い違っている
平山久の発言は、ことごとく否定されている

○平成26年12月10日

■■ は、申請者名
■■ は、住宅メーカー名

山中湖村定住化促進新築等補助金交付要綱（以下、「本件補助金交付要綱」という。）制定。忍野村、富士河口湖町、北杜市などの先行例を参考に作成した。当時の担当者は鈴木栄子出納室長（生活産業課：平成26年8月1日～平成28年3月31日）。この本件補助金交付要綱に基づく補助金は平成27年度の当初予算に計上した。本件補助金交付要綱制定時の担当職員は異動により平成28年度には残っていない。

✓ ○平成28年8月 ←住宅メーカー担当者の証言では 5/26に役場に電話し、5/27に平山久郎を訪問

平山久郎施工業者の住宅メーカー（■■）から生活産業課に問合せがあり担当者（臨時職員）は「本件補助金交付要綱に基づき書類上不備がなければ問題ない」

✓ と回答した。平山久議会事務局長 ■■ の義父）は住宅メーカー（■■）からこの補助金は申請者に所有権は必要ないと聞いていた。電話対応は担当者（臨時職員）が対応し、補助金の内容はホームページに掲載されているので、確認するよう指導している。

住宅メーカーの担当者は、「役場の説明はチョッとあやふやな部分もあり、これ以降はお任せするので、直接聞いてみてください。」と補助金のことを説明したのは、これが最初で最後だった、と証言している

○平成29年1月4日

平山局長が申請者（■■）の補助金申請書を担当者（臨時職員）に提出した。申請書の添付書類は確認審査報告書（増築）、建築工事請負契約書（新築：受注業者 ■■）、住民票謄本、誓約書。補助金申請書は平山局長が担当者（臨時職員）に直接提出した。平山局長は新築だと思っていたが、確認審査報告書には車庫を残しているため増築扱いになった。平山局長はそのことについて申請後に指摘され認識した。

同日、生活産業課にて補助金申請書を受理、審査、確認、起案し、村長まで決裁を受けた。生活産業課では、申請を受理した場合、受理通知は送付していない。審査についてチェックリスト等は使用せず、申請書及び添付書類の確認を行い、受付・起案・回覧により審査を行っている。

○平成29年1月5日

交付決定通知書で申請者（■■）に通知する。担当者（臨時職員）から平山局長に直接渡す。

○平成29年1月10日

申請者（■■）から生活産業課に補助金請求書が提出され受理する。平山局長

が提出し、誰が受け取ったかは不明。結果として担当者（臨時職員）の机の上に置いてあった。

○平成29年1月23日

生活産業課で1月5日付けで支出負担行為伺いを起案し、1月16日付けで支出伝票を起案。鈴木室長が出納室に平山局長を呼んで、増築は要件にあてはまらないと指摘する。平山局長は登記簿謄本を家に取りに行き、確認したところ新築と記載されていることを確認し写しを提出する。鈴木室長が登記簿謄本の写しを確認したところ、新築となっているが、所有者欄に申請者（XXXXXXXXXX）の名前が無いことを平山局長に指摘する。平山局長は「申請者（XXXXXXXXXX）が連帯保証人になっているから、名義があることと同じではないか」と回答した。そこで、生活産業課の担当職員（臨時職員）を呼び、支出負担行為伺いと登記簿謄本の写しを渡し、「この申請はダメだよ」と山崎茂生活産業課長に確認するよう指示した。担当者（臨時職員）が山崎課長に確認したところ、登記簿に新築と記載されているから問題ないと判断し、登記簿謄本の写しを申請書に追加資料として添付し伝票起案を指示した。その後、鈴木室長は、山崎課長・羽田健志産業振興係長のそれぞれにこの申請はダメだと指摘した。しかし、山崎課長・羽田係長・担当者（臨時職員）には、所有権が無いからダメという意味が伝わっていなかった。

○平成29年1月31日

山中湖村は、申請者（XXXXXXXXXX）が指定する山梨中央銀行の口座に補助金百万円を入金する。

○平成29年3月10日

樋口議員から出納室に開示請求（平成28年度分、「企画まちづくり課」及び「生活産業課」の補助金交付に関する「支出命令書」（関連添付書類を含む））が提出される（2月下旬に樋口議員に補助金関係の不正があるとの投書があった）。

○平成29年3月27日

午前10時半頃、鈴木室長が樋口議員に、個人情報該当部分を隠した書類を開示し、写しを交付した。その際、開示請求のあった補助金関係書類の原本を閲覧させてしまい、その時に樋口議員が赤ペンで氏名等を写しに記入した。

同日午後5時頃、樋口議員が来庁し、山崎課長が対応した。同議員から平成28年度に申請のあった本件申請者及びそれ以外の申請者の登記簿謄本を確認したところ、申請者（XXXXXXXXXX）に所有権がないため、その要件を満たしていないことを指摘された。

この指摘されたことへの対応と村長への報告は3月30日に山崎課長が行った。山崎課長は、この時に初めて所有権が要件であることを認識し、本申請の事務処理が所有権確認のミスだと認識した。

○平成29年3月28日

午前9時40分頃、山崎課長が樋口議員宅を訪問し、午前10時20分に羽田係長が合流する。樋口議員から「登記簿謄本によると申請者（ ）に所有権はないので本件補助金交付要綱の要件にあたらない。平山局長が息子の妻の名前を利用して補助金を不正取得した詐欺である。公園墓地、まりもの件を含め平山局長が総務課長になったとき監査請求を出す」と言われた。

○平成29年3月29日

山崎課長と鈴木室長が面談し、山崎課長から鈴木室長に「樋口議員から申請者（ ）の補助金申請は要件を満たしていないと指摘された」と伝える。鈴木室長は「支出負担行為伺いを回覧するときに既に指摘した」と回答する。山崎課長は「所有権部分の確認ミスだった。この事務処理の責任は課長の自分が負うつもりだ」と答えた。

同日、山崎課長と平山局長が面談し、樋口議員と鈴木室長との面談結果について説明をする。平山局長は「住宅メーカー（ ）から2件の補助金を紹介され、この補助金については所有権は関係ないと説明を受けた。鈴木室長からは登記簿の所有者欄に申請者（ ）の名前が無いと指摘された」と伝える。

前述のとおりメーカー担当者は言っていない…平山発言は虚偽

同日午後5時頃、樋口議員が来庁し、山崎課長と羽田係長が対応した。監査請求を4月3日の午後1時半に総務課長に出すから、書類の内容を確認してほしいとのことであった。

日時は不明だがこの頃、同じように樋口議員から補助金の開示請求をうけている高村一企画まちづくり課長が山崎課長に「樋口議員が来ていたけど開示請求の関係ですか？」と聞いたところ、山崎課長は、開示の件ではなく、樋口議員から「申請者（ ）の補助金申請は交付要件を満たしていない」と指摘されたと伝えた。高村企画まちづくり課長が内容を確認したところ、「所有の面からすると是正すべきと考えるので、早急に対応した方が良い」と山崎課長にアドバイスをする。

○平成29年3月30日

山崎課長は平山局長に内容を説明し、返還することになった場合は、返還する意向はあるのかどうか確認をした。平山局長より「所有権が必要要件ということなら返還をす

る。大金なので今日明日というわけにはいかないの、家族と相談して返答する」とのことであった。山崎課長は課に戻り、本件補助金交付要綱第2条第2号「新築住宅とは自己の居住のために所有するため、新たに建築した建物をいう。」について、平成28年度に申請のあった6件について、担当者（臨時職員）に法務局に登録事項要約書を取りに行かせ確認をしたところ、申請者（ ）のみ所有権帰属の要件を満たしていないことを確認した。

同日、山崎課長は、村長、副村長、教育長、議長にこれまでの経緯を説明した。本件補助金交付要綱第2条第2号の所有について、この申請者（ ）の申請のみが要件を満たしていないということで、補助金返還請求をすることについて了承を得た。

同日に、生活産業課は申請者（ ）に対する返還請求を起案し、決裁を受け、返還請求書及び納入通知書を平山局長を通じて申請者（ ）に渡す。山崎課長は出納室の長田主事に納入通知書の作成を指示した（高村朝春経済企画部門担当次長と羽田一弘会計管理者も同室）。

○平成29年3月31日

申請者（ ）は、受領した補助金百万円を、納入通知書により平成29年3月31日付けで都留信用組合を経由し、山梨中央銀行の村の口座に振り込んだ。

○平成29年4月3日

樋口議員から住民監査請求書が午後1時半に戦略課に提出された。

○平成29年4月4日

樋口議員から生活産業課に「申請者（ ）への補助金取り消し決定及び補助金が返還されたことを確認できる一切の書類」についての開示請求が提出される（5月9日午後4時開示）。その際、樋口議員が山崎課長に「3月29日に監査請求の書類を見せ監査請求後に返還請求を出せと言ったのに、返還されていては監査請求をした意味がない」と言った。

○平成29年4月5日

出納室で、申請者（ ）から3月31日付けで振り込まれた金百万円が、都留信用組合 山中湖支店を経由し、山梨中央銀行 山中湖支店の村の口座へ4月3日に入金されたことを確認した。

補助金の不適正支出の背景及び原因

1 補助金交付要綱の不備

本件補助金交付要綱は平成26年12月10日に、人口の増加を促進し地域の活性化を図るため、村内に住宅を新築したものに対し、その経費の一部を補助することにより、定住を促進することを目的として制定された。

その中で新築住宅の定義が本件補助金交付要綱第2条第2号に、「新築住宅とは自己の居住のために所有するため、新たに建築した建物をいう。」との記載があり、本事案の原因となった補助金交付要件の所有権の要否について明確な規定がなされていない。本件補助金交付要綱を作成する際に参考にしたとされる、他市町村の例規を確認したところ、所有に関する明記は類似する文言となっているが、所有権の要否についての取扱いがそれぞれ異なる運用※となっている。また、所有権を必要な要件とするなら、それを確認する書類として登記簿謄本が添付書類として規定されておらず、申請者に新築住宅に係る所有権の有無について確認することが出来ない。

※ 参考資料：他市町村例規の所有権の取り扱いについて（別添）

2 所有権の要否についての見解

本補助金を所管する生活産業課では、事業をスタートした平成27年度は所有権を必要な要件として交付事務を行っていたとのことだが、平成28年度からは所有権が本補助金申請の必要な要件であるという認識はなかった。よって、前担当者である鈴木室長から登記簿謄本の所有者欄に申請者の氏名が無いとの指摘を受けた際も、所有権が要件であるという認識がないため増築か新築かの判断のみとなってしまった。

3 補助金交付事務としてのチェック不足

補助金申請書の審査基準が確立されておらず、申請書と添付書類のみの確認となっている。本来であれば、チェックリスト等を使用し必要な要件を確認すべきである。また、前担当者である鈴木室長からの指摘について、生活産業課はどうしてこの申請がダメなのか確認する必要があるのではないか。公金を住民に支出する業務なので、慎重に対応すべきであった。このような補助金申請全般に言えることだが、申請者以外の者と申請に関するやり取りを行う場合、委任状を添付させるなどの検討が今後必要である。

住宅メーカー担当者はこのように言っていない



4 役場職員として補助金申請に対する認識の甘さ

申請者の義父である平山久について、調査の中で住宅メーカーから「この補助金に所有権は必要ない」とアドバイスを受けたとのことだが、前担当者である鈴木室長から指摘された際、平山久は役場職員である以上本件補助金交付要綱を確認する等、慎重な対応が必要であった。

平山は事前に鈴木栄子、羽田健志・羽田泰輔等の職員から、補助金要綱の説明を受けている（職員の証言）事実を、見逃している

5 開示請求に対する個人情報の取り扱いについて

開示請求のあった資料を開示する際、非開示として取り扱うべき個人情報が掲載されている書類を、一部非開示にすべきであるにも関わらず、書類の全部を開示する決定を行っている。書類の開示自体は個人情報部分を黒塗りした書類を提示しているのに、閲覧時には原本全部を見せてしまっている。本来、山中湖村情報公開事務取扱要綱では、非開示として取り扱うべき個人情報が掲載されている書類を開示する場合は一部開示決定として取り扱い、閲覧についても非開示情報部分を覆って開示するか、複写したものの非開示部分が見えないよう黒く塗りつぶして複写したものにより開示すると規定されている。今回の開示業務については、要綱に規定された事務取扱をしておらず、また、情報公開に関する総合窓口としての役割を担う安全経営管理課（当時）が開示業務に関与していないことも問題であり、例規の見直し等統一を図る必要がある。今後は、本件補助金交付事務と同様に、職員は担当する事務に関する例規をしっかりと確認し適切な業務対応を行う必要があり、情報公開事務に関しても明確な基準等を職員に示し統一した対応をとれるよう対策が必要である。

6 臨時職員の業務範囲について

本事案の中で補助金担当者として、主に業務を取り扱っているのが臨時職員であり、臨時職員の業務範囲について疑問が生じる。山中湖村臨時職員取扱要綱では臨時職員を任用する規定として要綱第3条第4号及び第5号において、「一時的な繁忙の時期の業務又は臨時的な業務を行う場合」「その他職務の内容が特に臨時職員をもって充てることが適当と認められる場合」と規定しているが、本事案においては補助金交付事務の担当として業務を行っており、どこまでが臨時職員の業務範囲として適切か再検討の必要がある。

まとめ

調査については、関係書類を収集し関係者から広範囲に聞き取り調査を行い、出来るだけ正確な事実関係を把握することに努め、調査結果として事実関係が整理できたのではないかと思っている。

その中で、本事案は補助金の申請、補助金交付事務及び開示請求対応それぞれが例規に沿って行われておらず、結果として曖昧な判断によって起きた事案であり、今後同様な事案が発生しないよう猛省を求めるものである。

調査委員会としては、二度とこのような不適正な事案が発生しないよう、この報告書が役だってくれることを期待するとともに、報告内容をもとに適切な対応をとられるよう要望する。

平成29年6月26日

山中湖村定住化促進新築等補助金交付事業の特別調査委員会

委員長 長田政道



審議経過及び委員名簿

審議経過

(平成29年4月18日 特別調査委員会設立)
平成29年4月25日 調査計画の打合せ
平成29年5月 1日 本事案の内容確認
平成29年5月 2日 関係書類による調査、調査課題の抽出
平成29年5月 8日 出納室 鈴木室長(当時)、長田主事から聞き取り
平成29年5月10日 出納室 羽田会計管理者(当時)から聞き取り
平成29年5月12日 生活産業課 山崎課長、羽田係長、臨時職員(当時)から聞き取り
平成29年5月18日 議会事務局 平山局長(当時)から聞き取り
平成29年5月24日 樋口重喜氏からの申し入れ書の確認及び鈴木室長(当時)、山崎課長から聞き取り
平成29年5月30日 全委員へのこれまでの報告、審議
平成29年6月 5日 報告書の方角性について協議
平成29年6月12日 報告書の内容及び今後のスケジュール確認
平成29年6月13日 報告書の内容の確認・調整
平成29年6月14日 報告書の内容の確認・調整
平成29年6月15日 報告書の最終審議
(平成29年6月26日 調査報告書提出)

計14回 開催

調査委員名簿

委員長	長田政道	副村長
副委員長	梶浦 陽	教育長
副委員長	長田一夫	統括兼税務住民課長
副委員長	高村高夫	厚生統括
委員	大森理生	議会事務局長
委員	小林正宏	観光課長
委員	高村 一	企画まちづくり課長
委員	権正雅彦	教育課長
委員	植松秀樹	いきいき健康課長
委員	橋本 潔	環境衛生課長
委員	長田一志	戦略課長
書記	長田治大	戦略課係長

(別添資料)

他市町村例規の所有権の取り扱いについて

	山中湖村	忍野村	富士河口湖町	北杜市
担当課	生活産業課	建設課	政策企画課	地域課
所有権の要否	平成27年度は必要 平成28年度は判断なし	必要なし	必要なし	必要
登記簿謄本の添付	必要なし	必要なし	必要	必要
ホームページ	あり	あり	なし	あり
例規上、新築建物の所有に関する明記内容	○要綱第2条第2号 新築住宅とは、自己の居住のために所有するため、新たに建築した建物をいう。	○要綱第2条第4号 新築 自己の居住の用に供するため、住宅を新築した場合をいう。	○条例第2条第2号 新築住宅 自己の居住のために所有する新たに建築した建物で、建築後1度も入居していない住宅をいう。この場合において、住宅の増築、改築及び移築は含まれない。	○要綱 別表 (第5条関係：交付対象住宅等) 不動産登記において補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であって補助対象者が持分を有する住宅
運用	運用中	運用中	運用中	運用中